



週間情報



No.2901

発行日 平成29年1月10日

発行所 全国消防長会

一般財団法人全国消防協会

担当 企画部企画課 電話 03(3234)1321

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は各消防本部（局）等の情報提供につきまして厚くお礼申し上げます。

本年も、全国消防長会、一般財団法人全国消防協会へのご支援、ご協力の程よろしく
お願い申し上げます。

両会の動き

◆ 平成29年度機関誌「全国消防長会会報」・「ほのお」の実費購読のご案内

全国消防長会
一般財団法人全国消防協会

「会報」及び「ほのお」の実費購読につきましては、平成29年1月10日付け全消発第253号（以下「会報通知」という。）及び平成29年1月10日付け全消協第235号（以下「ほのお通知」という。）でお知らせしたところですが、その申し込みについて下記のとおり受け付けておりますので、希望部数を消防本部（局）ごとにお取りまとめの上、電子メールにてお申し込みください。

記

- 購読料（1年間分・専用ファイル付）
「会報」 1,340円
「ほのお」 1,030円
- 購読期間
平成29年度1年間（平成29年4月～平成30年3月）
- 申し込み単位
消防本部（局）（個人からの直接申し込みは不可）
- 申し込み方法
「会報通知」及び「ほのお通知」の別添申込書（省略）に必要事項を入力の上、次のメールアドレスあてに送信してください。
「会報」 kaiho@fcj.gr.jp
「ほのお」 honoo@ffaj-shobo.or.jp
- 申し込み締切日
「会報」及び「ほのお」 平成29年2月10日（金）
- 購読料支払い方法
申し込み後に送付する請求書及び振込用紙により、各消防本部（局）でとりまとめた購読料を、一括で振込みをお願いします。
- その他
申し込み後の購読中止（購読料の返金）はできません。



【会報の見本（平成28年12月第801号）】



【ほのおの見本（2016年12号）】

◆ 全国消防グループ保険（生命保険）等の新規・更新加入について

キャンペーン実施中!! このチャンスをお見逃しなく!!

一般財団法人全国消防協会

全国の消防職員の福利厚生の一環としてご利用いただいております消防団体保険への加入のご案内等について、平成28年12月21日付け全消協第223号にて各本部（局）へ送付させていただきました。

今回は全国消防グループ保険（生命保険）等の新規及び更新加入の募集のご案内をさせていただいております。

ご存知のとおり全国消防グループ保険（生命保険）は、全国の消防職員とその家族だけが加入できる特別な団体保険で、消防職員にとって非常に有利な内容となっております。

この度、全国消防グループ保険（生命保険）の新規加入者等を対象にキャンペーンを実施いたしますので、生命保険に未加入の方や現在加入している保険の見直しをお考えの方、新たに生命保険への加入をご検討の方、また退職後も保障の継続をご希望の方、この機会に是非、当該保険へご加入をお願いいたします。

1 消防団体保険の主な特徴

- (1) 団体割引を適用したお手頃な保険料で、各種ラインアップから**充実の保障**を選択できます。
- (2) 加入に際しては**簡単な告知のみ**で、**医師の診断書は不要**です。
- (3) 加入内容は**毎年見直しができます**ので、その時のニーズに合わせて、必要な保障を設定できます。
- (4) 全国消防グループ保険（生命保険）には、**配当金制度**により、支払った保険料の払い戻しがあります。
 ※平成27年度は、**グループ保険で約5.7%、医療保障保険で約4.3%**の保険料の払い戻し（配当金）がありました。
- (5) 全国消防グループ保険（生命保険）は現職中にご加入いただければ、**退職後も70歳まで団体割引を適用した保険料で継続加入**できます。
平成30年3月に定年退職予定の方は、この機会に是非ご加入ください。（退職後では加入できません。）
- (6) 保険手数料収入の一部は、「全国消防救助技術大会及び各地区支部での消防救助技術指導会の開催」、「火災予防運動用ポスターの無償配布」、「救急車適正利用啓発ポスターの無償配布」、「消防実務講習会の開催」等を通じて、全国の消防職員の皆様のための各種協会事業を実施するための原資となっています。

2 今回ご案内している保険

保険名称	保険期間	申込書提出締め切り
全国消防グループ保険 （生命保険）	平成29年6月1日～平成30年5月31日 新規・増額キャンペーン実施中!	平成29年2月10日 （各本部担当者への提出期日です。）
医療費支援制度		
三大疾病保険		
医療保障保険 プラスサポート生命保障		
消防退職者医療保険	平成29年6月1日～平成30年6月1日	
消防職員がん保険		
消防職員賠償責任保険	平成29年4月1日～平成30年4月1日	平成29年2月10日 （Webでの申込締切日です。）

3 各保険の主な保障（補償）内容

保険名称	主な保障（補償）内容
<p>全国消防グループ保険 （生命保険）</p> <p>新規・増額キャンペーン実施中</p>	<p>① 死亡・高度障害の際に保険金（一時金）を給付します。（最高 2,400 万円まで） <u>※不慮の事故の場合は、上記保険金に災害保険金が上乗せ給付されます。</u></p> <p>② ケガによる 5 日以上入院に 1 日目から入院給付金が出ます。</p> <p>③ 現職中に加入すれば退職後も 70 歳まで継続加入が可能です。</p> <p>④ 配当金が有ります。 （平成 27 年度の配当率：57.523%）</p>
<p>医療費支援制度</p>	<p>① <u>病気やケガで入院した場合に、入院日数に関わらず、1 回の入院につき、入院初期費用保険金として、一時金（30,000 円）を給付します。</u></p> <p>② <u>入院月数に応じて 1 ヶ月につき、入院支援保険金として 25,000 円が給付されます。</u> <u>※例えば、日帰り入院でも、30,000 円+25,000 円=55,000 円が給付されます！</u></p> <p>③ <u>現職中に加入していれば退職後も 70 歳まで継続加入が可能です。</u></p>
<p>三大疾病保険</p>	<p>① <u>がん、急性心筋梗塞、脳卒中</u>に対する一時金の生存給付が有ります。</p> <p>② 死亡・高度障害の際にも一時金を給付いたします。</p> <p>③ リビングニーズ特約が付いています。</p> <p>④ 現職中に加入していれば退職後も 70 歳まで継続加入が可能です。</p>
<p>医療保障保険</p>	<p>① ケガと病気の入院に 5 日目から入院給付金が出ます。</p> <p>② 現職中に加入していれば退職後は「消防退職者医療保険（5,000 円タイプ）」に無告知で移行加入ができ、80 歳まで加入を継続できます。</p> <p>③ 配当金が有ります。 （平成 27 年度の配当率：43.262%）</p>
<p>プラスサポート生命保障</p>	<p>① 死亡・高度障害の際に一時金 300 万円を給付します。</p> <p>② 現職中に加入していれば 70 歳まで継続加入できます。</p> <p>③ <u>加入時の保険料率は 70 歳まで変わりません。</u></p> <p>④ リビングニーズ特約が付いています。</p>

<p>消防退職者医療保険</p>	<p>① 退職後にケガや病気で入院した場合、一日目から加入タイプに応じて5,000円又は10,000円の給付金が出ます。</p> <p>② 退職後にケガや病気で手術をした場合、手術の種類に応じて給付金が出ます。</p> <p>③ 病気でもケガでも死亡の際には、葬祭費用として100万円を限度に実費で支払います。</p> <p>④ <u>現在、消防グループ保険の医療保障保険に加入中であれば、退職後は「5,000円タイプ」に無告知で移行加入でき、80歳まで継続可能です。</u></p> <p>⑤ <u>先進医療に対する補償が付加されています。</u></p>
<p>消防職員がん保険</p>	<p>① がんと診断確定された時、入院の有無に係らず、診断保険金（100万円）を支払います。</p> <p>② <u>上皮内がん等の初期がんも100%補償します。</u></p> <p>③ 職員及び配偶者が加入できます。</p> <p>④ <u>がんが再発・転移した場合も、満80歳まで継続加入できます。</u></p> <p>⑤ <u>初年度加入でも待機期間（通常90日間）がなく補償します。</u></p>
<p>消防職員賠償責任保険</p>	<p>詳細はパンフレットでご確認下さい。</p>

4 全国消防グループ保険(生命保険)の新規加入・増額キャンペーン実施について

全国消防グループ保険では、新規加入者等に対する以下のキャンペーンを実施いたします。この機会に是非、消防職員のための制度「全国消防グループ保険」にご加入ください。このチャンスをお見逃しなく!!

(1) キャンペーンの概要

キャンペーン期間中にグループ保険に本人が新規加入された方、もしくは本人のグループ保険の保障額を増額された方に、もれなく有名スポーツブランドのシューズバッグを差し上げます。

(2) 応募期間

平成29年度全国消防グループ保険の新規・更新募集期間

(3) 応募対象者

以下二つの条件を満たした会員（消防職員）が対象となります。

- ① キャンペーン実施期間中に、全国消防グループ保険に本人が新規加入された方もしくは本人のグループ保険を増額された方。
- ② 平成29年6月期の保険料の入金確認ができた方。

(4) 応募方法

グループ保険の新規及び増額の申込みの際に、加入申込書兼告知書の上段にプレゼントの送付先住所をご記入のうえ、平成29年2月10日までに各消防本部（局）の保険事務担当者へご提出ください。

(5) その他

詳細につきましては、全国消防グループ保険のパンフレットP35～P36をご参照ください。

- 各保険の詳細につきましては、各本部に送付いたしましたパンフレット等又は協会ホームページ (<http://www.ffaj-shobo.or.jp/hoken/index.html>) をご覧下さい。

○ 本件についてご不明な点等は、各本部の保険事務担当者か以下の協会担当までお問い合わせ下さい。

担当（問い合わせ先）
業務課 ^{かわの} 河野・石井(美)
フリーダイヤル 0120-119-147
電話 03-3234-1321

消防本部の動き

行事

◆ 年末火災警戒に伴う防火キャンペーンを開催

守口市門真市消防組合消防本部（大阪）

守口市門真市消防組合消防本部では、平成28年12月20日（火）、京阪電車古川橋駅前において、防火キャンペーンを開催しました。

当消防本部では、毎年12月10日から1月3日までの間、年末年始の火災予防や災害が発生した場合の被害軽減を目的として「年末年始火災警戒」を実施しており、消防車両で管内の巡回広報や商業施設への立入検査、消防訓練などを行っていますが、本防火キャンペーンは初めての開催となりました。

キャンペーンでは、消防音楽隊による楽器演奏に始まり、音楽隊員による火災予防啓発の寸劇を行いました。特に、住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから約10年が経過したことに伴い、適正な維持管理を音楽隊員が訴えた際には、多くの市民が足を止めて耳を傾けていました。

また、会場に広報用ミニ消防車の展示や子供用防火衣の着体験コーナーを設けたところ、多くの子供が集まり防火キャンペーンは大盛況となりました。



【防火キャンペーンの様子】

訓練・演習

◆ プレホスピタルセミナー発表会を実施

豊中市消防局では、平成28年12月7日（水）から9日（金）までの3日間、プレホスピタルセミナー発表会を実施しました。

今回で19回目となる発表会では合計30隊の救急隊が、年々増加する救急需要に対応すべく、時間管理をテーマとし、様々な症例に対応するシミュレーション訓練を行い、知識、技術、接遇の向上を図りました。

また、発表会を市民等に見学していただき、救急活動の理解と協力及び救急車の適正利用の広報を実施しました。

豊中市消防局（大阪）



【発表会の様子】

◆ 多数傷病者発生事案対応訓練を実施

浦安市消防本部では、平成28年12月11日（日）及び12日（月）、消防本部庁舎において、各機関が連携し災害対応力の向上を図ることを目的として、多数傷病者対応訓練を実施しました。

この訓練は、市内の施設に不審者が侵入し、入居者数十名が刺傷したという想定で実施し、参加機関は順天堂大学医学部附属浦安病院の医師や看護師（ラピッドカークルー）、傷病者役等に県内の国際医療福祉専門学校の学生等約40名の協力を得て、1日当たり総勢約80名の参加で実施しました。

多数の傷病者役を設定して実施できたことは、大変有意義であり、今後の活動に際し十分参考となりました。

浦安市消防本部（千葉）



【訓練の様子】

◆ CSR（狭隘空間における救助活動）訓練を実施

川西市消防本部では、平成28年12月13日（月）、消防庁舎において、兵庫県南部を震源とする震度6強の大規模地震が発生したとの想定でCSR訓練を実施しました。

庁舎内に内容の異なる3つの事案を想定し、3隊の救助小隊が同時に活動することにより、狭隘空間における救助技術の向上と災害情報の把握や各隊の意思統一を図りました。

今後も年間を通して計画的に訓練を重ね、救助技術の向上に努めます。

川西市消防本部（兵庫）



【訓練の様子】

その他

◆ 大規模物品販売店の年末特別検査を実施

佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部（千葉）

佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部では、平成28年12月14日（水）から21日（水）まで、年末の繁忙期を迎え多くの人でにぎわう管内の大規模物品販売店11店舗に対し、消防用設備の維持管理、避難通路の確保等、関係者の防火管理意識の高揚を図ることを目的として、年末特別検査を実施しました。

今年6月にオープンしたイオンタウンユーカリが丘では、消防長らが避難通路、階段及び防火扉に障害となる物件がないか、またスプリンクラー設備、自動火災報知設備及び誘導灯等の消防用設備に不備がないか等の検査を実施しました。



【検査の様子】

◆ 日本赤十字社活動支援型自動販売機設置除幕式を実施

筑西広域市町村圏事務組合消防本部（茨城）

筑西広域市町村圏事務組合消防本部では、平成28年12月16日（金）、当消防本部において、日本赤十字社茨城県支部活動支援型自動販売機設置除幕式を実施しました。

この販売機は、ジュース等を購入する度にその売上金の一部が、災害救護や各講習会などを行っている日本赤十字社に寄付される仕組みになっています。日本赤十字社の人道的支援活動に賛同する当消防本部が、販売機を募金箱と位置づけ、社会貢献活動の一環として気軽に募金できるように設置したものです。

除幕式には、日本赤十字社のマスコットキャラクター「ハートラちゃん」も来庁し式典を盛り上げました。

職員は末永く利用し、社会貢献に寄与する所存です。



【除幕式の様子】

◆ 宝塚市消防サポート隊協力事業所発足式を実施

宝塚市消防本部（兵庫）

宝塚市消防本部及び宝塚市消防団では、宝塚市域で地震等の大規模災害及び航空機・列車等の救急救助事故等が発生した際に、企業の社会的貢献の観点から、消防本部及び消防団が行う人命救助活動、消火活動等を支援する事業所組織「宝塚市消防サポート隊協力事業所」を発足させ、平成28年12月16日に発足式を執り行いました。

支援内容は、災害内容により様々です。また、活動内容も事業所ごとに様々な強みがあることから、各事業所の特色に応じた「できることを。できる範囲で。支援する。」という事業です。

当市消防本部では、今後ともこうした活動を通じて、市民の安全安心のための事業を展開してまいります。



【発足式の様子】

◆ 火災原因究明のため火災調査室・実験室の運用を開始

印西地区消防組合消防本部（千葉）

印西地区消防組合消防本部では、平成28年10月に建て替えが完了した印西消防署に火災調査室及び実験室を併設し、平成29年1月から運用を開始しました。

火災調査室・実験室は、科学的分析手法に基づく火災原因究明が社会的に求められていることから、製品火災や油分分析に対応するための資機材（GC装置、実体顕微鏡、ドラフトチャンバー）等を整備し、今後の鑑識・鑑定及び燃焼実験を行っていくものです。



【火災調査室の様子】



【実験室の様子】

◆ 消防本部のメールアドレス変更について

○ 73508 井原地区消防組合消防本部（岡山）

新メールアドレス：syoubou@city.ibara.lg.jp

※ 理由 セキュリティ強化に伴うメールアドレス変更のため
平成28年12月22日より運用開始

国等の動き

消防庁通知等

◆ 歴史的建築物に係る消防法施行令第32条の適用事例の報告期限等について（依頼） （12月21日、事務連絡）

消防庁予防課より、各都道府県消防防災主管課、東京消防庁・各指定都市消防本部あてに次のとおり事務連絡されましたのでお知らせします。

歴史的建築物に係る消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条を適用した事例の報告については、「歴史的建築物に係る消防法施行令第32条の適用事例の情報提供等について（依頼）」（平成28年12月19日付け事務連絡）により依頼しているところですが、平成28年12月21日に開催された「歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース」において、「古民家を宿泊施設、レストラン等に活用する場合の消防用設備等の基準の適用について、今後地域から寄せられる相談・要望等を踏まえ防火安全性を確保した上で特例の考え方等の整理・公表を行う。」とされ、これらの事例を早期に収集する必要があることから、平成28年12月19日付け事務連絡で依頼した内容の報告期限等を下記の通りとしますのでご対応いただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨、周知するようお願いいたします。

記

1 報告期限

平成 29 年 1 月 20 日（金）

※なお、報告期限以降に該当する事例が発生した場合は、随時、ご報告下さい。

2 報告対象

平成 28 年 12 月 19 日付け事務連絡で示したものに「古民家等をカフェ、レストラン、物販店又は宿泊施設等に活用する場合における令第 32 条の適用について相談を受けている事例」を追加

3 その他

報告先、報告内容及び報告方法については変更なし

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2812/pdf/281219_jimurenaku.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】
予防課設備係
担当：四維、田中

◆ 消防用設備等点検報告制度に係る留意事項等について（通知）（12月20日、消防予第 382号）

消防庁予防課長より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の点検報告制度（以下「消防用設備等点検報告制度」という。）については、その適正な運用に多大な御尽力をいただいているところであり、近年報告率も上昇傾向にあるところです。一方で、本制度が創設されてから約40年が過ぎ、制度の抱える課題も指摘されていることから、その解決策について検討を行うため、消防庁では、昨年度より、「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」（以下「検討部会」という。）を開催し、点検報告の実施を促進させるための取組事例の収集や経年劣化や新技術を踏まえた合理的な点検方法の検討など、点検報告制度の実効性向上のための検討を行っているところです。今般、検討部会での検討結果等を踏まえ、点検報告制度に係る留意事項等を下記（省略）のとおりとりまとめたので通知します。

貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

また、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2812/pdf/281220_yo382.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】
予防課設備係
担当：田中、坂井

◆ 「今後の水害及び土砂災害に備えた地域の防災体制の再点検」を踏まえた地域の防災体制の再構築について（12月20日、消防災第176号）

消防庁国民保護・防災部防災課長より、各都道府県消防防災主管部長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

「今後の水害及び土砂災害に備えた地域の防災体制の再点検について」（平成28年9月7日付け消防災第120号）に基づく再点検結果等について、別添（省略）のとおりとりまとめ、本日、報道発表を行いました。

再点検の結果、洪水予報河川又は水位周知河川に指定されていない河川（以下「その他の河川」という。）では、避難準備情報、避難勧告及び避難指示（以下「避難勧告等」という。）の発令基準が設定されていない例が多く見受けられましたが、今夏の台風第10号災害では、その他の河川である山間部の河川での急激な水位上昇、氾濫により甚大な被害が生じました。住民の生命、身体に危険が生じるおそれがある場合には、その他の河川も含め、市町村長が躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、予め避難勧告等を発令する判断基準及び対象区域を設定しておく必要があります。

その際、気象、河川水位情報等についてより広範かつ専門的な知見を有する都道府県には、管内市町村に対する情報提供及び助言を積極的に行うなど、より主体的な取組が求められます。さらに、災害発生のおそれが高まっている段階においては、都道府県による市町村への助言・支援体制、市町村における十分な要員配置など、避難勧告等を適時的確に発令できる体制を確保しなければなりません。

については、再点検結果等を踏まえた、今後取り組むべき事項として、下記Ⅰ（省略）の事項を管内市町村に周知し、取組を促すとともに、都道府県においても下記Ⅱ（省略）に留意し、関係部局が連携して管内市町村を支援する体制を構築するなど、来年の出水期に備え、万全を期していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出することを申し添えます。

○ 全文は、消防庁ホームページ

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2812/pdf/281220_sai176.pdf に掲載されています。

【問い合わせ先】

国民保護・防災部防災課
担当：和田係長、森田事務官

◆ リチウムイオン電池からの火災に対する注意喚起について（12月22日、事務連絡）

消防庁予防課より、各都道府県消防防災主管課、東京消防庁・各指定都市消防本部あてに次のとおり事務連絡されましたのでお知らせします。

平素から消防行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、東京消防庁から別添（省略）のとおり、リチウムイオン電池からの火災に対する注意喚起がなされていますので、情報提供いたします。

貴職におかれましては、製品火災に関する注意喚起や火災原因調査等の参考にしてください。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の各市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

○ 全文は、消防庁ホームページ

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2812/pdf/281222_jimurenaku.pdf に掲載されています。

【問い合わせ先】

予防課予防係
担当：齋藤、鎌倉

◆ **平成29年度消防庁予算(案)の概要及び平成29年度地方財政対策の概要等について（12月22日、事務連絡）**

消防庁総務課、消防・救急課より、各都道府県消防防災主管部局あてに次のとおり事務連絡されましたのでお知らせします。

平成29年度一般会計歳出概算が平成28年12月22日に閣議決定されましたので、平成29年度消防庁予算(案)の概要(別添1(省略))及び平成29年度地方財政対策の概要についてお知らせいたします。

平成29年度消防庁予算(案)については、国の財政状況が非常に厳しい中で、南海トラフ地震等の大規模災害等に適切に対応するため、一般会計について、前年度の特種要因であるサミット警戒経費を除いた実質ベースで1.2%増の125.8億円となっております。

特に消防団関連予算については、偵察活動用のオフロードバイク、ドローンに加え、学生や女性にも扱いやすい小型動力ポンプを消防学校に無償で貸し付け、教育訓練する事業を新たに実施するなど、対前年度比2.6%増の6.7億円を確保しております。

平成29年度地方財政対策については、本日、総務省自治財政局から「平成29年度地方財政対策のポイント及び概要」が公表されており、緊急防災・減災事業債について、対象事業を拡充した上で、平成32年度まで継続されるとともに、新たに創設される公共施設等適正管理推進事業債(仮称)において本庁舎の建替えを対象とする予定とされておりますのでお知らせいたします(「平成29年度地方財政対策のポイント及び概要」のうち「平成29年度地方財政対策の概要」について、その抜粋を添付いたします(別添2(省略))。)

各地方公共団体におかれては、これらにご留意の上、消防団を含む消防防災関係予算の所要額の確保等に努めていただきますようお願いいたします。

また、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の改正(案)の概要については別添3(省略)のとおりであり、これらの補助金の配分方針(案)については別添4(省略)のとおりとしているところです。

貴職におかれては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知いただくとともに、適切な助言をいただきますようお願いいたします。

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2812/pdf/281222_jimurenaku-2.pdf)に掲載されています。

【問い合わせ先】

○別添1に関すること

総務課 会計第一係

担当：常木、中村

○別添2～4に関すること

消防・救急課 財政係

担当：山並、上田

◆ **「平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方(報告)」を踏まえた避難に関連する取組及び避難準備情報等の名称変更について（12月26日、府政防第1416号、消防防第184号）**

内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(調査・企画担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長より、各都道府県防災担当主管部長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府では、今年8月に岩手県岩泉町で発生した台風第10号がもたらした水害を教訓とし、避難に関する情報提供の改善方策等について検討するため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」(座長：田中 淳 東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター教授)を設置し、議論を重ねてまいりました。

今般、本検討会の報告書を公表いたしましたので、関連資料一式を送付いたします。

本報告では、地域の防災力を総合的に高め、迅速かつ確実な避難行動がとれるように、国、地方公共団体、要配慮者利用施設の管理者及び住民自身が今後実施すべき取組について数多く取りまとめられています。

また、今回の水害では、高齢者施設において避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことが課題とされており、本報告も踏まえ、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、災害対策基本法第56条の市町村長による避難準備及び第60条の市町村長による避難勧告・指示について、ガイドライン上で規定されている名称を、以下の通り変更いたしました。

(変更前)	(変更後)
「避難準備情報」	→ 「避難準備・高齢者等避難開始」
「避難勧告」	→ 「避難勧告」
「避難指示」	→ 「避難指示（緊急）」

内閣府において、今後、上記の名称変更を含め、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月）を来年1月に改定するとともに、関係省庁が連携し、本報告の内容を速やかに実行に移してまいります。

貴職におかれましては、本報告の内容及び新たな名称を貴都道府県関係部局及び管内市町村へ周知していただきますようお願いいたします。その際、要配慮者利用施設に確実に伝わるよう配慮をお願いいたします。

URL：http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/guideline_2016.html

(以下省略)

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2812/pdf/281226_fuseibou416_sail84.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】

- 内閣府 政策統括官(防災担当)付 参事官(調査・企画担当)付
担当：参事官補佐 多田 直人、主査 吉松 直貴
- 消防庁 国民保護・防災部 防災課
担当：災害対策官 田中 克尚、総務事務官 森田 萌水

◆ 精神科救急における消防機関と関係他機関の連携について（12月26日、消防救第189号）

消防庁救急企画室長より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・政令指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

消防庁では、「平成28年度救急業務のあり方に関する検討会」において、精神疾患と身体疾患の合併症の困難事例の解消に向けた検討をしており、円滑な救急搬送のためには、精神科の医療関係者や救急の医療関係者をはじめ、消防関係者等が、平時から、会議等の場を通じて、体制の構築と課題を解決していくことが重要であるとの意見がとりまとめられたところです。

また、先般、厚生労働省から関係機関宛に、「精神科救急医療体制整備事業実施要綱の一部改正について」（平成28年9月20日付け障発0920第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）（別添1（省略））が発出されています。

各都道府県におかれては、市町村（消防団の事務を処理する消防本部又は一部事務組合等を含む。）に対して、下記事項（省略）を周知していただくとともに、その取組みについて推進をお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであるとともに、厚生労働省からも別添2（省略）のとおり各都道府県等宛に通知され

ていることを申し添えます。

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2812/pdf/281226_kyu189.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】

救急企画室

担当：大嶋、伊藤、高川

◆ 重大な消防法令違反対象物に係る調査の結果について（12月28日、消防予第391号）

消防庁予防課長より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

「平成28年度防火対象物実態等調査の実施について（依頼）」（平成28年5月17日付け消防予第166号。以下「166号通知」という。）により実施した「第33表 重大違反対象物の措置状況等調査表」（以下「第33表」という。）の調査結果を、別添1（省略）から別添4（省略）のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

つきましては、下記（省略）に留意し、引き続き各消防本部における重大違反対象物の早期是正の徹底を図られますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。以下同じ。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村等における調査結果の詳細については、必要に応じ各市町村等における事務の参考となるよう情報共有いただきますようお願いいたします。

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2812/pdf/281228_yo391.pdf) に掲載されています。

◆ 新潟県糸魚川市大規模火災を踏まえた火災に対する警戒の強化について（12月28日、消防消第247号）

消防庁消防・救急課長より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

平成28年12月22日に新潟県糸魚川市において発生した火災は、市街地の広範囲に延焼拡大し、地震時を除く市街地火災としては、昭和51年の酒田市大火以来の大規模な災害となりました。出火及び延焼拡大の原因については、地元消防本部において調査中ですが、木造建築物の密集する地域で発生したことや最大風速13.9m/s（最大瞬間風速27.2m/s）にも及ぶ強風が長時間吹いていたこと等が、延焼拡大要因と考えられます。

今後、春先までの間は強風や乾燥、暖房器具の使用等により火災が発生しやすい時季であり、既に、各地で火災が多発している状況にあることを踏まえ、次の事項について適切に対応するようお願い致します。

- 1 各市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）においては、出火及び火災拡大の防止のため、広報車や防災行政無線の活用等による火災予防の呼びかけ、水利の確認、延焼拡大危険の高い地域を中心とした巡視を行うなど、火災に対する警戒の強化を図ること。
- 2 各都道府県知事は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第1項に基づき気象庁長官等から火災気象通報が発せられた場合には、同条第2項に基づき、都道府県内の市町村長に対して直ちに通報すること。
- 3 各市町村長は、当該通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、同条第3項に基づき適切に対応すること。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、本通知の内容について、貴都道府県内の市町村等に対して周知をお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2812/pdf/281228_syou247.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】

消防・救急課 警防係
担当：吉村、伊藤、馬場

報道発表

◆ 「災害情報伝達手段等の高度化事業」の実証事業実施団体の決定（1月5日、総務省）

総務省は、地方公共団体を対象として、「災害情報伝達手段等の高度化事業」に係る提案の公募を行いました。今般、外部の有識者からなる評価委員会の評価に基づき、実証事業実施団体を選定しましたのでお知らせします。（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h29/01/290105_houdou_1.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】

○ 消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室

担当：明田、塚狹、三浦、鈴木

○ 総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課重要無線室

担当：瀬田、戸部、加納

※ 消防庁各課室の直通電話番号は (<http://www.fdma.go.jp/neuter/about/tel.html>) に掲載されています。

週間情報では、各本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せ下さい。

週間情報への投稿は企画課へ！

TEL 03-3234-1321 FAX 03-3234-1847 E-mail : weekly@fcj.gr.jp